

Part 8 【学則および学内関係諸規程】

○ 福岡女学院大学 学則（抜粋）	200
○ 福岡女学院大学 科目等履修生に関する規程	210
○ 福岡女学院大学 聴講生および特別聴講生に関する規程	211
○ 人間関係学部心理学科 心理実習履修内規	212
○ 子ども発達学科履修内規	213
○ 2019年度入学生用 子ども発達学科学外実習履修内規	218
○ 2013年度以降の入学生用 子ども発達学科学外実習履修内規	221
○ 特別支援学校教諭免許課程履修内規	224
○ 転部または転科に関する内規	226

福岡女学院大学学則（抜粋）

1990（平2）年4月1日制定
最終改正 2019（平31）年3月22日

第1章 目 的

第1条 本学はキリスト教に基づく福岡女学院創立の精神に則り、神を畏れ奉仕に生きるよき社会人としての女性を育成するために、教育基本法および学校教育法に従って、深く専門の学芸に関する教育・研究を行うことを目的とする。

第2条 本学に人文学部、人間関係学部及び国際キャリア学部を置く。

人文学部は、建学の精神に基づく人格教育を基に、広い教養と深い学問とともに、実践的実務能力を併せ持った現代社会の要請に応え得る女性の育成を目的とする。

人間関係学部は、建学の精神に基づき、人とそのつながりについての幅広い教養と深い専門性をもって、自立的に社会貢献に取り組む女性の育成を目的とする。

国際キャリア学部は、国際語としての英語の役割に焦点を当て、高度な英語コミュニケーション能力を使って社会に貢献できる人材を育成する。そのために複言語主義の理念に立ち、言語や文化の違いを超えて人と共存できる柔軟な思考力と国際舞台で通用する創造的なキャリア観の育成を目的とする。

第2条の2 人文学部に現代文化学科、言語芸術学科及びメディア・コミュニケーション学科を置く。

現代文化学科は、文化をキーワードに、歴史と現在のつながりや地域と地域のつながりについて幅広く知識を習得するとともに、現代社会の諸問題について深く思考をめぐらせ、諸問題の解決を通じて社会の発展に貢献する人材の育成を目的とする。言語芸術学科は、日本語及び英語による言語能力の育成、学際的教育の実践並びに体験重視の全人的教育を通して、創造的な思考力を身に付け、文化を社会に発信できる実践力を持った人材の育成を目的とする。

メディア・コミュニケーション学科は、メディア、コミュニケーション及びデザインに関する知識、実態、技術などを習得し、現代社会を動かしている出来事について主体的に判断し、社会に積極的にかかわり、様々な知識と表現方法を使って、よりよい社会を創っていく人材の育成を目的とする。

第2条の3 人間関係学部心理学科と子ども発達学科を置く。

心理学科は、心理学および周辺領域の体系的かつ広範な学修を通じて、自らが成長し続け、変容する社会と共に生きることでできる人材の育成を目的とする。

子ども発達学科は、子どもの発達に関する専門的知識と理解の学修を通じて、子どもを包括的に支援するための人材の育成を目的とする。

第2条の4 国際キャリア学部国際英語学科及び国際キャリア学科を置く。

国際英語学科は、国際語としての英語研究を通して、グローバルな視点から世界を理解し、高度な英語力と専門知識を使って社会に貢献できる人材を育成する。

Part8 【学則および学内関係諸規程】

国際キャリア学科は、国際舞台で協働できる行動力と創造性を備え、高度な英語コミュニケーション力と国際関係に関する知識を生かして社会に貢献できる人材を育成する。

第2章 学生定員および修業年限

第3条 入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	コース	入学定員(名)	編入学定員(名)	収容定員(名)
人 文 学 部	現 代 文 化 学 科	—	100	5	410
	言 語 芸 術 学 科	言語芸術コース	40	2	164
		英語教職コース	10	—	40
	メディア・コミュニケーション学科	—	50	2	204
人間関係学部	心 理 学 科	—	100	4	408
	子ども発達学科	—	120	4	488
国際キャリア学部	国 際 英 語 学 科	—	60	2	244
	国際キャリア学科	—	80	3	326
合 計			560	22	2,284

第4条 修業年限は4年とする。

第5条 学生は8年を越えて在学することはできない。ただし、第34条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて、在学することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、長期履修学生として認められた学生は、8年を越えて在学することができる。

第3章 学年、学期および休業日

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学年を次の2学期に分ける。

- 一 前期 4月1日から9月30日まで
- 二 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長が特に必要と認めた場合は、前項に定める学期における授業の開始日及び終了日を変更することができる。

第8条 休業日を次のように定める。

- 一 日曜日
- 二 「国民の祝日に関する法律」に定める休日
- 三 創立記念日 5月18日
- 四 春期休業日 3月21日から3月31日まで
- 五 夏期休業日 8月1日から9月20日まで
- 六 冬期休業日 12月25日から1月7日まで

2 学長は必要に応じて前項の休業日を、臨時に変更することができる。

3 学長は必要ある場合、休業日に授業を行うことができる。

4 学長は特別の事情がある場合、第1項に定めるもののほか臨時休業日を定めることができる。

第8条の2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第4章 教育課程、履修方法、単位および卒業の認定

第9条 人文学部の授業科目の区分は、必修科目、選択科目および自由科目とする。

2 人間関係学部の授業科目の区分は、必修科目、選択科目および自由科目とする。

3 国際キャリア学部の授業科目の区分は、必修科目、選択科目および自由科目とする。

第9条の2 各学部の授業科目の編成及びその単位数は、別表1のとおりとする。

2 教育職員免許状の取得に必要な教職に関する科目およびその単位数を別表2のとおり定める。

3 削除

4 削除

5 人間関係学部子ども発達学科の保育士の資格取得に必要な科目およびその単位数を別表6のとおり定める。

第10条 授業科目の単位計算方法は、大学設置基準第21条に定めるところに従い、次のとおりとする。

一 講義および演習については、毎週2時間又は1時間15週をもって1単位とする。

二 実験、実習および実技等については、毎週3時間又は2時間15週をもって1単位とする。

2 前項の規程にかかわらず、卒業研究などの授業科目については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学習等を考慮して単位を定めることができる。

第11条 学生は、この学則及び別に定める履修規程に従って、在学中に所定の授業科目を124単位以上を修得しなければならない。

第12条 人文学部の授業科目の履修方法は、次のとおりとする。

(1) 現代文化学科

a 必修科目は、32単位を修得しなければならない。

b 選択必修科目は、4単位以上を修得しなければならない。

c 選択科目は、88単位以上を修得しなければならない。

(2) 言語芸術学科

イ 言語芸術コース

a 必修科目は、58単位を修得しなければならない。

b 選択必修科目は、8単位以上を修得しなければならない。

c 選択科目は、58単位以上を修得しなければならない。

ロ 英語教職コース

a 必修科目は、88単位を修得しなければならない。

Part8 【学則および学内関係諸規程】

- b 選択必修科目は、8単位を修得しなければならない。
- c 選択科目は、28単位以上を修得しなければならない。
- (3) メディア・コミュニケーション学科
 - a 必修科目は、36単位を修得しなければならない。
 - b 選択必修科目は、8単位以上を修得しなければならない。
 - c 選択科目は、80単位以上を修得しなければならない。
- 2 人間関係学部の授業科目の履修方法は、次のとおりとする。
 - (1) 心理学科
 - a 必修科目は、40単位を修得しなければならない。
 - b 選択必修科目は、10単位以上を修得しなければならない。
 - c 選択科目は、74単位以上を修得しなければならない。
 - (2) 子ども発達学科
 - a 必修科目は、44単位を修得しなければならない。
 - b 選択科目は、80単位以上を修得しなければならない。
- 3 国際キャリア学部の授業科目の履修方法は次のとおりとする。
 - (1) 国際英語学科
 - a 必修科目は、58単位を修得しなければならない。
 - b 選択科目は、66単位以上を修得しなければならない。
 - (2) 国際キャリア学科
 - a 必修科目は、58単位を修得しなければならない。
 - b 選択科目は、66単位以上を修得しなければならない。

4 削除

5 削除

第12条の2 他学科、他学部の授業科目の履修方法および修得単位の取り扱いについては、別にこれを定める。

第13条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。試験は学年又は学期末に、その履修した科目について筆記、口述、論文、実技等によって行う。

2 授業科目の履修の手続き方法などは、別に履修規程でこれを定める。

第14条 試験は、履修規程で定めるところに従い、あらかじめ受講届けを提出して履修した授業科目に限り、受けることができる。

第15条 試験の成績は、AA、A、B、C、D、Fで表わし、AA、A、B、Cを合格とする。

第16条 病気その他やむを得ない理由のため試験を受けることができなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

第17条 不合格になった科目について、別に定めるところにより再試験を行うことがある。

第18条 本学に4年（第34条第1項により入学した者については、第34条第2項により定められた在学すべき年数）以上在学し、第11条および第12条に定める所定の単位数を修得した者については教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 削除

第19条 人文学部の卒業を認定した者に対しては、学士（人文学）、人間関係学部の卒業を認定した者に対しては、学士（人間関係学）、国際キャリア学部の卒業を認定した者に対しては、学士（国際英語）の学位を与え、卒業証書・学位記を授与する。

第20条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前二項の規程により、履修した授業科目について修得した単位は教授会の議に基づき、60単位を限度として認めることができる。

第21条 大学、短期大学を卒業、又は中途退学し、新たに本学の1年次に入学した学生の既修得単位について、教育上有益と認めるときは、これを本学において修得したものと認定することができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前二項の単位認定は、前条と合わせて60単位を限度としてこれを行う。

第5章 免許および資格の取得

第22条 教育職員免許状を取得しようとする者は、第18条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、教育職員免許法並びに同施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

2 教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

一 人文学部

ア 現代文化学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	国語 国語
イ 言語芸術学科 英語教職コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	外国語（英語） 外国語（英語）

二 人間関係学部

ア 心理学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 公民
イ 子ども発達学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）	

三 国際キャリア学部

ア 国際英語学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	外国語（英語） 外国語（英語）
----------	---------------------------	--------------------

Part8 【学則および学内関係諸規程】

第22条の2 削除

第22条の3 人間関係学部子ども発達学科において保育士の資格を取得しようとする者は、第18条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、児童福祉法施行規則に定める科目および単位を修得しなければならない。

第22条の4 人文学部言語芸術学科において教育職員免許状を取得しようとする者の授業科目、単位及び履修方法については、別にこれを定める。

第23条 人文学部の日本語教員養成のための授業科目、単位、履修方法については、別にこれを定める。

2 人文学部の児童英語教育指導員養成のための授業科目、単位、履修方法については、別にこれを定める。

第6章 入学、退学、除籍、休学、転学、転部、転科、 留学、復学、再入学および編入学

第24条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、編入学、再入学および転入学については学期の始めとすることができる。

第25条 本学に入学にできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 大学入学資格検定規程により、文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- 七 その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

第26条 本学への入学を志望する者は、入学願書に所定の入学検定料および別に定める書類および写真を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

第27条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行い、教授会の議を経て合格者を決定する。

第28条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書、その他所定の書類を提出するとともに、入学金その他指定された納入金を納付しなければならない。

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第29条 退学を希望する者は、その理由を記して、保証人連署のうえ、願書を学長に提出しなければならない。

第29条の2 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長がこれを除籍することができる。

- 一 期限までに学費の納入を行わず、督促してもなお納付しない者
- 二 第5条に定める在学年を超えた者
- 三 第31条第2項に定める休学期間を超え、なお復学できない者
- 四 その他除籍が必要と認められる者

第30条 疾病その他やむを得ない理由で、3ヶ月以上修学できない者は、保証人連署の上理由書を付して願い出、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者について、学長は休学を命ずることができる。

第31条 休学期間は、1年以内とする。ただし特別の理由がある場合は、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を越えることはできない。

3 休学期間は、第5条の在学期間には算入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

第32条 他の大学に入学又は転入学を志願しようとする場合は、学長の許可を得なければならない。

2 転入学が決定した者は、第29条と同様の退学願を学長に提出しなければならない。
第32条の2 所属の学科から他の学科への転科を希望する者があるときは、選考の上転科を許可することがある。転部については別に定める。

2 前項の規定により、転科を許可された学生の既修得単位については、教授会の議に基づき転科先学科において修得したものとして認めることができる。

第33条 外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第18条に定める在学期間に含めることができる。

3 第20条の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

第34条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学（再入学、編入学）を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

一 大学を卒業、又は退学した者及び除籍された者

二 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

三 学校教育法施行規則第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校の課程を修了し又は卒業した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目および単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第7章 学 費

第35条 入学志願者は、入学検定料として30,000円を納入しなければならない。

第36条 入学試験に合格した者は、入学金として210,000円を納入しなければならない。

Part8 【学則および学内関係諸規程】

ない。

第37条 授業料は年額725,000円とし、指定された期日までに指定された方法で納入しなければならない。

2 授業料の外、実験・実習費その他の必要な費用については別にこれを徴収する。

第38条 前期又は後期中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料等納入金を、復学又は入学した月に納入しなければならない。

第39条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等納入金を納入しなければならない。

第40条 前期又は後期中途で退学する者は当該期分の授業料等納入金を納入しなければならない。

2 停学期間中の授業料等納入金はこれを徴収する。

第41条 休学期間中は、在籍料として年額120,000円を徴収する。ただし、留年学生は除くものとする。

2 前項の在籍料の取扱いについては、別に定める。

第42条 学費支弁の困難な者に対しては、その実情と学業成績とにより、一部を免除又は貸与することがある。

第43条 科目等履修生、聴講生、特別聴講生および外国人留学生の入学検定料、入学金および授業料等納付金については、別にこれを定める。

第44条 一旦納めた納入金は過誤によるもの以外は、一切返還しない。

第8章 賞 罰

第45条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の審議を経て、学長がこれを表彰することがある。

第46条 本学の学則又は諸規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学および退学とする。

3 前項の退学処分は次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがない者
- 二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて、出席常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第47条 削除

第9章 教職員の構成

第48条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。

第10章 教授会

第49条 本学及び福岡女学院大学短期大学部に共通の重要な事項を審議するために連合教授会を置く。

2 各学部固有の重要な事項を審議するために学部教授会を置く。(以下、連合教授会および学部教授会をあわせて「教授会」という。)

3 削除

4 削除

第50条 削除

第51条 教授会の運営に関し、必要な事項は「福岡女学院大学教授会規程」に定める。

第11章 図書館

第52条 本学に附属図書館をおく。図書館に関する規定は別にこれを定める。

第12章 保健および厚生施設

第53条 本学に保健室を置き、一般保健に関する業務および応急処置を行う。

2 保健室に関する規定は別にこれを定める。

第54条 学生並びに教職員の健康管理のため、毎年健康診断を行う。

第13章 科目等履修生、聴講生、研究生、特別聴講生、外国人留学生および長期履修学生

第55条 本学において、特定の授業科目の履修および単位修得を志願する者があるときは、学生の授業に支障のない限り教授会において選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規定は別にこれを定める。

第55条の2 本学において、特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、学生の授業に支障のない限り教授会において選考の上、聴講生として聴講を許可することがある。

2 聴講生に関する規定は別にこれを定める。

第55条の3 本学において、特定の事項について研究を行うことを希望する者があるときは、学生の指導および研究に妨げのない限り、教授会において選考の上、研究生としてこれを許可することがある。

2 研究生に関する規定は別にこれを定める。

第56条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講生として入学を許可することがある。

第57条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、かつ第25条各項のいずれかに相当する入学資格を有し、本学に入学を志願する者があるときは、選

Part8 【学則および学内関係諸規程】

考の上、外国人留学生として入学を許可する。

2 削除

第57条の2 本学に長期履修学生として入学を志願する者があるときは、教授会において選考の上、入学を許可する。

2 長期履修学生に関する規定は別にこれを定める。

第14章 公開講座

第58条 地域社会における社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することがある。

2 前項の目的を達成するために、本学は本学院が別に設ける生涯学習センターとの連携をはかるものとする。

第15章 自己点検・評価

第59条 本学は、第1条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検および評価を行う。

2 前項の点検および評価に関する事項は、別に定める。

第16章 改廃

第60条 この学則の改正は、教授会の審議を得て理事会が行う。

○福岡女学院大学科目等履修生に関する規程

1994(平6)年4月1日制定

最終改正 2002(平14)年4月1日

第1条 福岡女学院大学(以下「本学」という)の科目等履修生に関することは本規程の定めるところによる。

第2条 科目等履修生として授業科目の履修を願い出ることのできる者は、本学の入学資格を有する者、または、これと同等以上の学力を有する者で、教授会において適当と認められた者とする。

2 高等学校との連携事業に係る協定を締結した高等学校の生徒については、別にこれを定める。

第3条 履修を希望する授業科目については、教授会の承認を得なければならない。ただし、一部指定科目については、その科目担当者の承認を得なければならない。なお、必修科目は許可しないことがある。

第4条 履修を希望する者は、別に定める期日までに、所定の願書を提出しなければならない。

第5条 科目等履修生がその履修した授業科目について所定の課程を修得し、試験に合格した場合には、その授業科目所定の単位を与える。

2 科目等履修生で、前項に該当する者には、願い出により単位修得証明書を交付する。

第6条 科目等履修生としての履修期間は原則として1年以内とする。なお、履修単位数の上限は別に定める。

2 科目等履修生としての履修期間は、大学の正規の課程の在学期間として認定することはできない。

第7条 大学または短期大学を卒業した者が教育職員免許状を得るために、科目等履修生として教職に関する科目を履修する場合の規定は別に定める。

第8条 科目等履修料については別に定める。

第9条 科目等履修生は、学内図書館を利用することができる。

第10条 科目等履修生には、科目等履修許可証を発行する。

2 科目等履修許可証は常時携帯し、学内諸規定を守らなければならない。

第11条 本規程の改正は教授会の議を経て学長が行う。

附 則 ①

1 本規程は、1994(平6)年4月1日に制定し、同日付をもって施行する。

附 則 ②～③(省略)

附 則 ④

1 第3条～第5条、第7条および第10条の一部を改正し、2000(平12)年4月1日から施行する。

附 則 ⑤

1 第2条第2項を新設し、2002(平14)年4月1日から施行する。

Part8 【学則および学内関係諸規程】

○福岡女学院大学聴講生および特別聴講生に関する規程

1990(平2)年4月1日制定

最終改正 2000(平12)年4月1日

第1条 福岡女学院大学(以下「本学」という)の聴講生および特別聴講生に関することは本規程の定めるところによる。

第2条 聴講生として聴講することのできる者は、本学の入学資格を有する者、または、これと同等以上の学力を有する者で、教授会において適当と認められた者とする。

第3条 聴講を希望する科目については、教授会の承認を得なければならない。ただし、一部指定の科目については、その科目担当者の承認を得なければならない。なお、必修科目は許可しないことがある。

第4条 聴講を希望する者は、別に定める期日までに、所定の願書を提出しなければならない。

第5条 聴講生として履修した授業科目については履修証明書を交付する。

第6条 聴講生としての聴講期間は原則として1年以内とする。なお、履修科目数の上限は別に定める。

2 聴講生としての在学期間は本学正規の課程として認定することはできない。

第7条 聴講料については、別に定める。

第8条 聴講生は、学内図書館を利用することができる。

第9条 聴講生には聴講生証を発行する。

2 聴講生証は常時携帯し、学内諸規定を守らなければならない。

第10条 学則第56条により、特別聴講生として聴講を許可された者の単位については、学則第13条を準用する。

2 特別聴講料については、別に定める。

3 特別聴講期間は、原則として1年以内とする。なお、履修科目数の上限は別に定める。

4 特別聴講生は、学内図書館を利用することができる。

第11条 本規程の改正は教授会の議を経て学長が行う。

附 則 ①

1 本規程は、1990(平2)年4月1日に制定し、同日付をもって施行する。

附 則 ②～③(省略)

附 則 ④

1 第1条～第4条の一部を改正する。また、従来の第5条を削除し、従来の第6条を第5条、第7条を一部改正し第6条、第8条を第7条、第9条を一部改正し第8条、第10条を一部改正し第9条、第11条を一部改正し第10条、第12条を第11条とする。

2 本改正規程は、2000(平12)年4月1日から施行する。

○人間関係学部心理学科 心理実習履修内規

2018（平30）年3月19日制定
最終改正 2019（平31）年2月12日

（目的）

第1条 この内規は、心理学科（以下「本学科」という）の心理実習を履修するにあたって心理実習の教育特性に鑑み、必要な事項を定めるものとする。

（履修要件）

第2条 本学科における「心理実習Ⅰ」の履修条件は原則として次のとおりとする。

- (1) 第1年次において30単位以上を修得していること。
- (2) 第2年次前期までのGPA(累積)が2.0以上であること。
- (3) 「基礎演習A」「基礎演習B」「心理学概論A」「心理学概論B」「社会心理学（社会・集団・家族心理学A）」「心理学研究法」「臨床心理学概論」以上7科目中、6科目以上の単位を修得済みであること。
- (4) 「心理演習Ⅰ」を修得済みであること。

2 本学科における「心理実習Ⅱ」の履修条件は原則として次のとおりとする。

- (1) 第2年次後期までのGPA(累積)が2.2以上であること。
- (2) 「心理実習Ⅰ」を修得済みであること。
- (3) 「心理学的アセスメント」「心理学的支援法」「心理演習Ⅱ」のすべてを修得済みであること。

3 本学科における「心理実習Ⅲ」の履修条件は原則として次のとおりとする。

- (1) 「心理実習Ⅰ」及び「心理実習Ⅱ」を修得済みであること。

（再履修の不可）

第3条 単位認定を得られなかった心理実習を、再度履修することは原則としてできない。

（改廃）

第4条 この内規の改廃は、学部教授会の議を経て学長が行う。

附則 ①

この内規は、2018（平30）年4月1日から施行し、2018年度入学生から適用する。

附則 ②

この内規は、2019（平31）年4月1日から施行し、2018年度入学生から適用する。

Part8 【学則および学内関係諸規程】

○子ども発達学科履修内規

2019（平31）年4月1日制定

（総則）

第1条 人間関係学部子ども発達学科（以下、「本学科」という。）において授業科目を履修し単位を取得しようとする者は、福岡女学院大学学則（以下、「学則」という。）における授業科目の履修及び単位修得に関する規定とともにこの内規に従うものとする。

（学科コース）

第2条 本学科の各コース及び各コースにおいて必要な要件を満たした場合に取得できる資格・免許は別表1による。

2 1年次後期から、コースに分かれる。

3 本学科の各コースにおいて資格・免許の取得に必要な要件は別に定める。

（学科専門科目の履修）

第3条 本学科において、卒業要件及び本学科における資格・免許取得にかかる授業科目の履修及び単位修得は、学則における基盤教育科目及び他学部他学科科目の履修を除き、本学科学生が所属する各コースに配当される学科専門科目を履修することとし、その科目は別表2による。

（他コース科目の履修）

第4条 本学科学生が、その所属するコースに配当される科目以外の本学科専門科目を履修する場合には自由科目とし、その単位は卒業要件単位数に含まない。

（改廃）

第5条 この内規の改廃は、学部教授会の議を経て学長が行う。

附則①

この内規は、2019（平31）年4月1日から施行し、2019年度入学生から適用する。

別表1（第2条関係）

コース名	取得できる資格・免許
子ども発達コース	保育士資格 幼稚園教諭一種免許状
児童教育コース	小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）

別表2（第3条関係）

(1)子ども発達コース

授業科目	履修年次	単位数		備考
		必修	選択	
子ども学概論	1	2		
子ども学フィールドワーク	1	2		

子ども学フィールド演習	2	2		
子ども学観察演習	2	2		
子ども学総合演習Ⅰ	3	2		
子ども学総合演習Ⅱ	3	2		
卒業研究Ⅰ	4	2		
卒業研究Ⅱ	4	2		
心理学概論	1	2		
発達心理学Ⅰ（総論）	1	2		
子どもの発達と学習の心理学	2	2		
初年次教育Ⅰ	1	2		
初年次教育Ⅱ	1	2		
発達心理学Ⅱ（乳幼児と親の発達心理）	2		2	
子ども理解の心理統計法	3		2	
発達・教育相談の基礎	3		2	
発達・教育相談の方法と実践	3		2	
保育原理	1		2	
教育原理	1		2	
保育者論	1		2	
特別支援教育論	1		2	
子ども家庭福祉論	2		2	
社会福祉概論	2		2	
子育て支援論	4		2	
社会的養護Ⅰ	2		2	
保育者実務論	4		2	
キリスト教と子ども学	4		2	
子どもの理解と援助	2		2	
子どもの保健	2		2	
子どもの食と栄養	2		2	
保育の計画と評価	3		2	
保育内容総論	2		2	
保育内容（人間関係）	2		2	
保育内容（健康）	2		2	
保育内容（環境）	2		2	
保育内容（言葉）	2		2	
保育内容（表現）	2		2	
保育内容の理解と方法	1		2	
教育技術論（児童文化財研究）Ⅰ	2		2	
教育技術論（児童文化財研究）Ⅱ	3		2	
乳児保育Ⅰ	2		2	
乳児保育Ⅱ	2		2	

Part8 【学則および学内関係諸規程】

子どもの健康と安全	2		2	
障害児保育	3		2	
社会的養護Ⅱ	3		2	
教育課程論	3		2	
教育制度論	3		2	
表現概論	3		2	
国語表現	1		2	
数の理解	3		2	
音楽（声楽）	1		1	
音楽（器楽）Ⅰ	2		1	
音楽（器楽）Ⅱ	2		1	
音楽（器楽）Ⅲ	3		1	
音楽表現	3		1	
図画工作	1		1	
体育	3		2	
保育フィールドワーク	1		2	
施設実践演習	3		2	
運動遊び実践	3		2	
保育実習指導Ⅰ（保育所）	2		1	
保育実習Ⅰ（保育所）	2		2	
保育実習指導Ⅰ（施設）	3		1	
保育実習Ⅰ（施設）	3		2	
保育実習指導Ⅱ	4		1	
保育実習Ⅱ	4		2	
保育実習指導Ⅲ	4		1	
保育実習Ⅲ	4		2	
幼稚園教育実習指導Ⅰ	2		1	
幼稚園教育実習Ⅰ	2		2	
幼稚園教育実習指導Ⅱ	3		1	
幼稚園教育実習Ⅱ	3		2	
総合実践演習（保・幼・小）	4		2	

(2) 児童教育コース

授業科目	履修 年次	単位数		備考
		必修	選択	
子ども学概論	1	2		
子ども学フィールドワーク	1	2		
子ども学フィールド演習	2	2		
子ども学観察演習	2	2		

子ども学総合演習Ⅰ	3	2		
子ども学総合演習Ⅱ	3	2		
卒業研究Ⅰ	4	2		
卒業研究Ⅱ	4	2		
心理学概論	1	2		
発達心理学Ⅰ（総論）	1	2		
子どもの発達と学習の心理学	2	2		
初年次教育Ⅰ	1	2		
初年次教育Ⅱ	1	2		
発達・教育相談の基礎	3		2	
発達・教育相談の方法と実践	3		2	
保育原理	1		2	
教育原理	1		2	
教職概論	2		2	
特別支援教育論	1		2	
キリスト教と子ども学	4		2	
教育課程論	3		2	
教育の方法と技術	3		2	
教育制度論	3		2	
初等教科教育法（国語）	2		2	
初等教科教育法（社会）	2		2	
初等教科教育法（算数）	2		2	
初等教科教育法（理科）	2		2	
初等教科教育法（生活）	2		2	
初等教科教育法（音楽）	2		2	
初等教科教育法（図画工作）	2		2	
初等教科教育法（家庭）	2		2	
初等教科教育法（体育）	2		2	
初等教科教育法（英語）	3		2	
道徳教育の理論と実践	2		2	
総合的な学習の時間の指導法	3		2	
特別活動論	4		2	
生徒・進路指導の理論と方法	3		2	
国語表現	1		2	
小学校社会科	2		2	
数の理解	3		2	
小学校理科	2		2	
小学校生活科	1		2	
音楽（声楽）	1		1	

Part8 【学則および学内関係諸規程】

音楽（器楽）Ⅰ	2		1	
音楽（器楽）Ⅱ	2		1	
音楽（器楽）Ⅲ	3		1	
音楽表現	3		1	
図画工作	1		1	
小学校家庭科	1		2	
体育	2		1	
子どもの英語	2		2	
障害児教育論	2		2	
知的障害児の心理・生理・病理	2		2	
肢体不自由児の心理・生理・病理	2		2	
病弱児の心理・生理・病理	3		2	
知的障害児教育論	2		2	
肢体不自由児教育論	3		2	
病弱児教育論	3		2	
知的障害児教育総論	3		2	
病弱児教育総論	4		2	
重複障害・LD等の心理・生理・病理	3		2	
視覚障害児教育論	3		2	
聴覚障害児教育論	4		2	
学校フィールドワーク	1		2	
授業研究Ⅰ	2		2	
授業研究Ⅱ	3		2	
授業研究Ⅲ	4		2	
小学校教育実習指導	3		1	
小学校教育実習	3		3	
特別支援教育実習指導	3		1	
特別支援教育実習	3		2	
学校インターンシップ	4		1	
総合実践演習（保・幼・小）	4		2	

(2019年度入学生用)

○子ども発達学科学外実習履修内規

2009(平21)年4月1日制定

最終改正 2019(平31)年2月28日

第1条 子ども発達学科(以下「本学科」という。)における学外実習とは、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状及び保育士資格(以下「免許状等」という。)を得ようとする者がその単位取得のために、基準を満たした幼稚園を始めとする学校や保育所その他の児童福祉施設において実践的に実習を行うことをいう。

第2条 本学科における免許状等の取得条件は、次のとおりである。

- (1) 学外実習を実施する学生として、ふさわしい言動ができる者。
- (2) 小学校教諭一種免許状を取得するには、基礎資格として学士の学位を有し、教科及び教科の指導法に関する科目32単位以上、教育の基礎的理解に関する科目等31単位以上、大学が独自に設定する科目2単位、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目8単位以上を履修しなければならない。
- (3) 幼稚園教諭一種免許状を取得するには、基礎資格として学士の学位を有し、領域及び保育内容の指導法に関する科目22単位、教育の基礎的理解に関する科目等26単位以上、大学が独自に設定する科目14単位以上、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目8単位以上を履修しなければならない。
- (4) 特別支援学校教諭一種免許状を取得するには、基礎資格として学士の学位及び小学校教諭普通免許状を有し、特別支援教育に関する科目27単位を履修しなければならない。
- (5) 保育士資格を取得するには、基礎資格として卒業に必要な単位を修得し、教養科目15単位以上、必修科目62単位、選択必修科目26単位以上、合計103単位以上を修得しなければならない。

第3条 本学科における実習計画は、人間関係学部子ども発達学科免許・資格取得実習計画に掲載するものとする。

第4条 本学科における学外実習では履修基準を設け、学科会議において実習履修許可を認定する。

2 前項認定基準を次のように定める。

(1) 小学校教育実習

以下の2点のいずれかを満たす者。

イ 児童教育コースに籍を置いている者。

ロ 子ども発達コースに籍を置き、「幼稚園教育実習Ⅰ」の単位を修得した者(2年次前期時点では履修中であること)。

上記に加え、以下の2点をすべて満たす者。

ハ 第2年次後期・第3年次前期のすべての「小学校教育実習指導」に出席し、課題等を提出していること(病欠等認められた場合を除く)。

ニ 第2年次後期配当の「授業研究Ⅰ」を原則として修得していること。

Part8 【学則および学内関係諸規程】

他学部他学科に在籍する学生で小学校教育実習を希望する場合については別に定める。

(2) 学校インターンシップ

「小学校教育実習」の単位を原則として修得していること。

(3) 幼稚園教育実習Ⅰ

第1年次後期までに、「教育原理」「保育者論」「発達心理学Ⅰ（総論）」「特別支援教育論」「国語表現」「音楽（声楽）」「図画工作」「保育内容の理解と方法」の単位を原則として修得していること。

(4) 幼稚園教育実習Ⅱ

イ 「幼稚園教育実習Ⅰ」を終了していること。

□ 第3年次後期までに、「音楽（器楽）Ⅰ」「保育内容総論」「保育内容（健康）」「保育内容（言葉）」「保育内容（表現）」「教育技術論（児童文化財研究）Ⅰ」「保育内容（人間関係）」「保育内容（環境）」「子どもの発達と学習の心理学」「子どもの理解と援助」「体育」「教育課程論」「発達・教育相談の基礎」「表現概論」の単位を原則として修得していること。

(5) 特別支援教育実習

第2年次後期までの卒業必修科目及び特別支援学校教諭免許必修科目の単位を原則として修得していること。

(6) 保育実習Ⅰ（保育所）

イ 第1年次後期までに、「保育原理」「保育者論」「保育内容の理解と方法」の単位を原則として修得していること。

□ 第2年次前期までに、「発達心理学Ⅱ」「保育内容総論」「保育内容（言葉）」「保育内容（健康）」「保育内容（表現）」「社会福祉概論」「子どもの保健」「乳児保育Ⅰ」の単位を原則として修得していること。

(7) 保育実習Ⅰ（施設）

イ 第2年次後期までに、上記（6）保育実習Ⅰ（保育所）の実習に必要な科目の単位を原則として修得していること。

□ 第2年次後期開講科目「子どもの理解と援助」「子ども家庭福祉論」「子どもの健康と安全」「乳児保育Ⅱ」「社会的養護Ⅰ」の単位を原則として修得していること。

(8) 保育実習Ⅱ・保育実習Ⅲ

イ 「保育実習Ⅰ」を終了していること。

□ 「保育実習Ⅱ」を希望する学生は、「教育技術論（児童文化財研究）Ⅱ」「運動遊び実践」の単位を原則として修得していること。

ハ 「保育実習Ⅲ」を希望する学生は、「教育技術論（児童文化財研究）Ⅱ」「運動遊び実践」「施設実践演習」の単位を原則として修得していること。

第5条 この内規の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

第6条 この内規は、2011年度入学生から適用する。

附則①

1 本内規は、2009(平21)年4月1日から施行し、2007年度入学生から適用する。

附則②

1 本内規は、2011(平23)年4月1日から施行し、2011年度入学生から適用する。

附則③

(施行期日)

1 この内規は、2015(平27)年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状及び保育士資格に関する規定は、2012年度入学生から適用する。

3 改正後の特別支援学校教諭一種免許状に関する規定は、2015年度入学生から適用する。

附則④

(施行期日)

1 この内規は、2019(平31)年4月1日から施行する。

(適用区分)

1 改正後の小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状及び保育士資格に関する規定は、2019年度入学生から適用する。

Part8 【学則および学内関係諸規程】

(2013年度～2018年度の入学生用)

○子ども発達学科学外実習履修内規

2009(平21)年4月1日制定

最終改正 2015(平27)年3月9日

第1条 子ども発達学科(以下「本学科」という。)における学外実習とは、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状及び保育士資格(以下「免許状等」という。)を得ようとする者がその単位取得のために、基準を満たした幼稚園を始めとする学校や保育所その他の児童福祉施設において実践的に実習を行うことをいう。

第2条 本学科における免許状等の取得条件は、次のとおりである。

- (1) 小学校教諭一種免許状を取得するには、基礎資格として学士の学位を有し、教科に関する科目13単位、教職に関する科目49単位、教科又は教職に関する科目10単位、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目8単位を履修しなければならない。
- (2) 幼稚園一種免許状を取得するには、基礎資格として学士の学位を有し、教科に関する科目13単位以上、教職に関する科目38単位以上、教科又は教職に関する科目10単位以上、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目8単位以上を履修しなければならない。
- (3) 特別支援学校教諭一種免許状を取得するには、基礎資格として学士の学位及び小学校、幼稚園教諭の普通免許状を有し、特別支援教育に関する科目27単位を履修しなければならない。
- (4) 保育士資格を取得するには、基礎資格として卒業に必要な単位を修得し、教養科目13単位以上、必修科目60単位、選択必修科目18単位以上、合計91単位以上修得しなければならない。

第3条 本学科における実習計画は、人間関係学部子ども発達学科免許・資格取得実習計画に掲載するものとする。

第4条 本学科における学外実習では履修基準を設け、学科会議において実習履修許可を認定する。

2 前項認定基準を次のように定める。

(1) 小学校教育実習Ⅰ

イ 第2年次前期までのGPA(累積)が2.8以上であること。

ロ 第2年次前期までの卒業必修科目及び小学校教諭免許必修科目を原則として修得していること。

(2) 小学校教育実習Ⅱ

イ 「小学校教育実習Ⅰ」を終了していること。

ロ 第3年次前期までのGPA(累積)が2.8以上であること。

ハ 第3年次前期までの卒業必修科目及び小学校教諭免許必修科目を原則として修得していること。

(3) 幼稚園教育実習Ⅰ

- イ 第2年次前期までのGPA(累積)が原則として2.2以上であること。
- ロ 第2年次前期までの卒業必修科目及び幼稚園教諭免許必修科目を原則として修得していること。

(4) 幼稚園教育実習Ⅱ

- イ 「幼稚園教育実習Ⅰ」を終了していること。
- ロ 第3年次後期までのGPA(累積)が原則として2.2以上であること。
- ハ 第3年次後期までの卒業必修科目及び幼稚園教諭免許必修科目を原則として修得していること。

(5) 特別支援教育実習

- イ 第2年次後期までのGPA(累積)が2.8以上であること。
- ロ 第2年次後期までの卒業必修科目及び特別支援学校教諭免許必修科目を原則として修得していること。

(6) 保育実習Ⅰ(保育所)

- イ 第1年次後期までのGPA(累積)が原則として2.2以上であること。
- ロ 第1年次後期までの卒業必修科目、保育士資格に必要な教養科目及び必修科目を原則として修得していること。

(7) 保育実習Ⅰ(施設)

- イ 第1年次前期のGPA(累積)が原則として2.2以上であること。
- ロ 第1年次前期までの卒業必修科目、保育士資格取得に必要な教養科目及び必修科目を原則として修得していること。

(8) 保育実習Ⅱ(保育所)・保育実習Ⅲ(施設)

- イ 「保育実習Ⅰ」を終了していること。
- ロ 第2年次後期までのGPA(累積)が原則として2.2以上であること。
- ハ 第2年次後期までの卒業必修科目、保育士資格取得に必要な教養科目及び必修科目を原則として修得していること。
- 3 前項の規定内容を満たしている場合でも、専門科目の履修状況、成績状態、及び実習希望学生本人に関わる事由によって実習に不相当とみなした者は、学科会議において検討後、学外実習を許可しない場合がある。

第5条 この内規の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

第6条 この内規は、2011年度入学生から適用する。

Part8 【学則および学内関係諸規程】

附則①

1 本内規は、2009(平21)年4月1日から施行し、2007年度入学生から適用する。

附則②

1 本内規は、2011(平23)年4月1日から施行し、2011年度入学生から適用する。

附則③

(施行期日)

1 この内規は、2015(平27)年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の小学校教諭一種免許、幼稚園教諭一種免許及び保育士資格に関する規定は、2012年度入学生から適用する。

3 改正後の特別支援学校教諭一種免許状に関する規定は、2015年度入学生から適用する。

○特別支援学校教諭免許課程履修内規

2016（平28）年1月26日制定

（趣旨及び定義）

第1条 この内規は、子ども発達学科（以下「本学科」という。）に設置する特別支援学校教諭一種免許課程（以下「特支免」という。）を履修するにあたって必要な事項を定めるものとする。

（履修資格）

第2条 本学科に設置する特支免の履修を希望するときは、次の条件をすべて満たしている場合に限りその履修を認める。

(1) 第1年次後期までのGPA（累積）が2.80以上であること。

(2) 第1年次における必修科目を修得していること。

(3) 幼稚園教諭一種免許課程（以下「幼免」という。）又は小学校教諭一種免許課程（以下「小免」という。）を履修予定の者。

(4) 教員採用試験を受験する意志があること。

2 幼免もしくは小免を履修している者又は履修予定の者が、3年次より本学科に設置する特支免の履修を希望するときは、次の条件をすべて満たしている場合に限りその履修を認める。

(1) 第2年次後期までのGPA（累積）が2.80以上であること。

(2) 教員採用試験を受験する意志があること。

3 中学校教諭一種免許課程及び高等学校教諭一種免許課程（以下「中高免」という。）を履修している者又は履修予定の者が、2年次または3年次より本学科に設置する特支免の履修を希望するときは、「他学部及び他学科履修による小学校教諭免許課程履修内規」第2条1項または2項の条件をすべて満たし、小免を履修する者に限り認める。

（履修許可）

第3条 本学科に設置する特支免の履修を希望する者は、あらかじめ説明会に出席した上で、履修希望願を定められた期日までに提出しなければならない。

2 履修を希望する者は、本学科の学科長及び免許資格担当者の面談を受けなければならない。

3 本学科会議が履修の許可を決定する。

4 履修の手続き及び履修登録については、別に定める。

（履修科目）

第4条 前条の履修が認められた者は、大学教職課程履修内規に定める特支免に係る科目を履修しなければならない。なお、特別支援教育実習及び実習に関する諸経費については別に定める。

（改廃）

第5条 この内規の改廃は、教職課程委員会の議を経て連合教授会が行う。

Part8 【学則および学内関係諸規程】

附則①

(施行期日)

1 この内規は、2016（平 28）年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この内規は、2015 年度入学生から適用する。

3 前項の規定にかかわらず、第 4 条に規定する履修科目については、2014 年度までに子ども発達学科に入学し、幼稚園教諭一種免許課程又は小学校教諭一種免許課程を履修している者にも適用する。ただし、修得した「特別支援教育に関する科目」の単位数は、本学科の自由科目として扱い、卒業要件単位数に算入しない。

4 中学校教諭一種免許課程及び高等学校教諭一種免許課程が他学部及び他学科履修により、小学校教諭免許課程を履修した場合の「特別支援教育に関する科目」の単位数については当該学科の自由科目として扱い、卒業要件単位数に算入しない。

○転部または転科に関する内規

2005（平17）年12月27日制定
最終改正 2019（平31）年2月26日

（趣旨）

第1条 この内規は、福岡女学院大学学則第32条の2の規定に基づき、福岡女学院大学（以下「本学」という。）学生の転部または転科（以下「転籍」という。）について定めるものとする。以下、転科の場合には、「学部」を「学科」に読み替えるものとする。（出願資格及び出願期限）

第2条 2年次前期から転籍することを志願する者がある場合、当該学部は、次の各号の要件を満たす者について、学部教授会にて審議の上、転籍を許可することができる。ただし、転籍先の学部教授会が定員数等を勘案し、承認した場合に限る。

- (1) 転籍する時点で1年以上在学している者
- (2) 志願者のクラスアドバイザー、所属学部の教務部委員会及び学部教授会が、転籍することが適当と判断する者

2 転籍を志願する者は、第6条に規定する書類を転籍希望年度の前年度10月末までに提出しなければならない。

3 前2項の規定により転籍した者の既修得単位の認定は、30単位を上限とする。

第3条 2年次後期から転籍することを志願する者がある場合、当該学部は、次の各号の要件を満たす者について、学部教授会にて審議の上、転籍を許可することができる。ただし、転籍先の学部教授会が定員数等を勘案し、承認した場合に限る。

- (1) 転籍する時点で1年6箇月以上在学している者
- (2) 志願者のクラスアドバイザー、所属学部の教務部委員会及び学部教授会が、転籍することが適当と判断する者

2 転籍を志願する者は、第6条に規定する書類を転籍希望年度の4月末までに提出しなければならない。

3 前2項の規定により転籍した者の既修得単位の認定は、45単位を上限とする。

第4条 3年次前期から転籍することを志願する者がある場合、当該学部は、次の各号の要件を満たす者について、学部教授会にて審議の上、転籍を許可することができる。ただし、転籍先の学部教授会が定員数等を勘案し、承認した場合に限る。

- (1) 転籍する時点で2年以上在学している者
- (2) 志願者のクラスアドバイザー、所属学部の教務部委員会及び学部教授会が、転籍することが適当と判断する者

2 転籍を志願する者は、第6条に規定する書類を転籍希望年度の前年度10月末までに提出しなければならない。

3 前2項の規定により転籍した者の既修得単位の認定は、64単位を上限とする。

第5条 3年次後期または4年次からの転籍の志願については、出願を許可しない。（出願手続）

第6条 出願者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 転籍願

Part8 【学則および学内関係諸規程】

(2) クラスアドバイザー面談記録

(3) 成績証明書

(転籍試験)

第7条 転籍試験の受験資格の有無は、転籍先の学部教授会にて判定する。

2 転籍試験は、筆記、口述、論文、実技等とする。

(転籍試験受験料)

第8条 転籍試験受験料は、無料とする。

(合否判定)

第9条 転籍試験の判定については、転籍先の学部教授会がこれを行う。

(校納金)

第10条 転籍を許可された者は、転籍先の学部または学科の校納金を納入しなければならない。

(改廃)

第11条 この内規の改廃は、教務部委員会及び連合教授会の議を経て学長が行う。

附 則 ①

1 本内規は、2005（平17）年12月27日に制定し、同日をもって施行する。

附 則 ②

この内規は、2015（平27）年4月1日から施行する。

附 則 ③

この内規は、2019（平31）年4月1日から施行する。